

2017年5月12日

## 衆議院法務委員会傍聴報告

午前9時～12時 自民 赤澤亮正委員 今野智博委員  
公明 濱地雅一委員  
民進 山尾志桜里委員 逢坂誠二委員  
午後1時～5時 民進 階猛委員、枝野幸男委員  
共産 畑野君枝委員 藤野保史委員  
維新 松浪健太委員

\*維新・松浪委員が自民党、公明党、日本維新の会の3党による修正案を提出。

取調べの可視化（録音・録画）を対象犯罪に適用することを検討することを附則に追加

\*民進・逢坂委員が民進党独自案を提出。

組織的人身売買と詐欺罪に予備罪を適用する法案。

各委員質疑への政府答弁としてまとめました。

### ●民進・赤澤委員

犯罪の抑止と人権の保護のせめぎ合いの中で、人権の保護だけを野党と一部マスコミが声高に主張している。（テロを未然に防いだ事例を質疑し、岸外務省副大臣に答弁させる。）国際犯罪防止条約の批准には共謀罪の新設は義務づけられており、早く批准しないと国際社会との連携ができず、テロの被害がおきてしまう。国際犯罪防止条約の批准には共謀罪を新設しなければならないことは、4月11日付の国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）による口上書からも明らかである。5月26日のG7サミットを控え、批准は待ったなしの状況である。

### ●自民・今野委員

処罰対象はテロリズム集団に限定されている。処罰対象の主体が絞り込まれた。

メールやラインは一方的な意思の伝達なので、「合意」に該当しない。「計画」のフェイスブックに「いいね」だけでは認定されない。

内心を処罰するものではない。内心というのはあくまでも心のうちのこと。例えば大量殺人を企てようと四六時中考えていても、心の内に留めておく限り処罰されない。これが内心の自由で、憲法上の規程である。内心が行為として外部に現れてきた段階で処罰されることになる。

予備罪では合意罪・参加罪を創設したことになる。条約の義務を満たさない。

事件本体を実行したら共謀罪は吸収される。また本体が無罪になった場合も共謀罪が適用されることもない。

### ●公明・濱地委員

オリンピック前に人身売買や組織的犯罪が増えていることが海外の事例で明らかになったが、日本でもアルカイダ関係が潜伏した事例（仏・国籍のアルカイダがH11年9月以降、6回入国し滞在していた）を挙げ、処罰の早期化なくして大規模テロに対抗できない。

予備とは客観的危険性が認められるもので、実行の着手に至らない行為。国際犯罪防止条約は、重大な犯罪の処罰には予備罪の予備を規定しているので予備罪だけでは加入できない。犯罪の計画の嫌疑がある時、準備行為の前の段階で任意捜査を行なえる。

### ●民進・山尾委員

被告発人に嫌疑があるかどうかは検討・調査する。

尾行は捜査にあたるので、嫌疑のない段階での尾行はできないが、事情や疎明資料を検討・調査して嫌疑を決めるもので目的によって変わる。

一般人は捜査の対象にはならないが、嫌疑が生じる前に検討・調査の対象になる。

\*金田：花見と下見の違いは特段の理由もないのに現場にいたら下見になる。計画の実行のための行動かどうかが鍵。

\*山尾：一般人が捜査対象にならないというのは砂上の楼閣でフィクションだ。議論を進めるほど問題点がでる。

### ●民進党・逢坂委員

11日にインドネシア人が入国審査をすり抜けて不法入国した後出頭した事件を問題にして質疑が始まる。

公安部門の仕事の概略は公共の安全と秩序の維持の観点から情報収集。

具体的事件がなくても公共の安全と秩序の維持の観点から情報収集できる。

277もの犯罪を対象にしたことは、日本の刑法の考え方の大転換になると思うかの問いに金田大臣は「そうは考えない」と答弁。

### ●民進党・階委員

「国際犯罪防止条約は予備罪の共謀共同正犯を用いることで批准できる」との主張に岸外務副大臣は「共謀共同正犯は実行の着手を前提とするもので、合意を処罰する条約の趣旨に反する。」と答弁。

捜査の時期は通例は嫌疑が生じたときだが、将来犯罪が起きると思慮したときも捜査対象となる。

犯罪の高度な概念性が疑われるときは捜査側の判断で任意捜査が行なわれる。

### ●民進党・枝野委員

犯罪の主体は計画したものだが、組織的犯罪集団の構成員とそのことを認識していない人の2名で計画したとき、認識していないものは処罰されない。

既遂罪が成立すると予備罪は吸収される。共謀罪と予備罪が想定される時、包括一罪となる。強盗の予備罪は2年以下でテロ等準備罪だと5年以下の懲役となる。

団体の定義は共同の目的を有するとあるが、構成員全員が認識している団体などない。暴力団ぐらいになる。

### ●共産党・畑野委員

2005年の小野寺政務次官は「合意罪は我が国の刑法の考え方と相容れない」と述べている。参考人高山佳奈子さんも条約は国内法を優先することを担保しており、立法ガイドも国内法化を求めている、と述べている。

国際犯罪防止条約に自主減免の規程はないが、共謀罪にはあるのは自主を奨励し重大犯罪を未然に防ぐために政策的配慮をした。

### ●共産党・藤野委員

埼玉公民館の俳句不掲載問題、和歌山の「選挙に行こう」と声を出すパフォーマンスを中止させた事件、大垣市民監視事件を問うと、「適正な警察活動で公共の安全と秩序に照らしても適正な通常活動だ。」と答弁。安倍内閣は仮装身分捜査の導入を閣議決定している。このような法的制裁予告が市民を萎縮させると政権も言っている。